【図３－４】表現活動に対する制約

<table>
<tr><th></th><th>制約利益</th><th colspan="2">規制態様</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>新潟県公安条例事件【百選Ⅰ87】</td><td rowspan="8">表現活動の自由</td><td colspan="2" rowspan="3">事前抑制</td><td>合憲。明白かつ現在の危険の基準を採用。</td></tr>
<tr><td>東京都公安条例事件【百選ⅠA4】</td><td>合憲。集団暴徒化論の採用により、明白かつ現在の危険の基準の適用を公安委員会の裁量として、基準を弱体化させた。集団暴徒化論は、安保闘争直後という当時の政治状況に基づくものであるから、現在も適用できるかは議論の余地あり。</td></tr>
<tr><td>泉佐野市民会館事件【百選Ⅰ86】</td><td>合憲。明白かつ現在の危険の基準を採用し、危険の有無の判断も「客観的」に行うべきであるとして、集団暴徒化論を採用しなかった。</td></tr>
<tr><td>猿払事件【百選Ⅰ12】
堀越事件【百選Ⅰ13】</td><td rowspan="3">事後規制</td><td rowspan="3">表現内容規制</td><td>公務員が「政治的行為」をするがゆえに処罰されるため、表現内容規制にあたる。【百選Ⅰ12】は合理的関連性の基準を採用して国交法を全面的に合憲としたが、【百選Ⅰ13】は実質的関連性の基準に基づき限定解釈をして被告人を無罪とした。</td></tr>
<tr><td>岐阜県青少年保護育成条例事件【百選Ⅰ55】</td><td>有害図書を個別指定せずに、包括指定することが問題となった。伊藤正己裁判官補足意見は、青少年との関係では人権享有主体性の議論により、保護の程度を低くし、成年に対しては付随的規制論を採用して、ゆるやかな基準を適用した。なお、長谷部説は、アメリカの法理（間接的・付随的規制）を採用して説明する。</td></tr>
<tr><td>個別訪問禁止事件【百選Ⅱ163】</td><td>政治的表現という特定の表現活動を理由としているから、表現内容規制である、詳細は、※３ルール理論の解説参照。</td></tr>
</table>